

平成27年10月 漁港関係工事積算基準 改定表

区分	頁・行	旧	新	備考
<p>第1章 7 工事用 資材設計 単価策定 要領</p>	<p>5 単価の策定 要領-49</p>	<p>5. 単価の策定 単価表に掲載のない資材価格については、次の5-1～5-4の各々定める事項により単価策定を行うこと。 5-1 刊行物による単価策定 「積算資料」（発行：（一財）経済調査会）及び「建設物価」（発行：（一財）建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。 なお、策定については以下による。 （1）2調査機関の刊行物に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。 また、1調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。 （2）刊行物に建値（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、建値×実勢掛率を実勢価格とし、2調査機関の平均価格を採用する。 なお、建値そのものは、設計単価に採用できないものとする。 （3）刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の5-2～5-3によること。 公表価格は、設計単価に採用できない。 （4）上記（1）～（2）で求められる価格は、<u>「有効数字上位3桁（4桁目を切り捨てる）」</u>とする。 ~~~~~ なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位切り捨てる）とする。</p>	<p>5. 単価の策定 単価表に掲載のない資材価格については、次の5-1～5-4の各々定める事項により単価策定を行うこと。 5-1 刊行物による単価策定 「積算資料」（発行：（一財）経済調査会）及び「建設物価」（発行：（一財）建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。 なお、策定については以下による。 （1）2調査機関の刊行物に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。 また、1調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。 （2）刊行物に建値（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、建値×実勢掛率を実勢価格とし、2調査機関の平均価格を採用する。 なお、建値そのものは、設計単価に採用できないものとする。 （3）刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の5-2～5-3によること。 公表価格は、設計単価に採用できない。 （4）上記（1）～（2）で求められる価格は、<u>「単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満の時は決定額の有効桁を3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用期間は毎月とする。」</u> なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位切り捨てる）とする。</p>	<p>記載 箇所 の 改定</p>
	<p>5 単価の策定 要領-51</p>	<p>ケ 各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。 コ 上記により求められた査定価格及び設計単価は<u>「各々、有効数字上位3桁（4桁目を切り捨てる）」</u>とする。 ~~~~~ なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位切り捨てる）とする。 サ 設計単価の決定は、1工事における調達価格（1資材単価×数量）が100万円以下の場合においては、所属長（事業課長・出張所長決裁）が行い、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告することとし、それ以外については、「見積書による単価策定書」（様式-3）に資料の写しを添付し、本部決裁を受けることを原則とする。</p>	<p>ケ 各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。 コ 上記により求められた査定価格及び設計単価は、<u>「単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満の時は、決定額の有効桁を3桁とする。」</u> なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位切り捨てる）とする。 サ 設計単価の決定は、1工事における調達価格（1資材単価×数量）が100万円以下の場合においては、所属長（事業課長・出張所長決裁）が行い、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告することとし、それ以外については、「見積書による単価策定書」（様式-3）に資料の写しを添付し、本部決裁を受けることを原則とする。</p>	<p>記載 箇所 の 改定</p>

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ

1700 土質調査

改定 追加 訂正

適用年月日(平成28年 6月 1日以降適用)

土質
- 1
(P641)

[1700] 土質調査積算基準

1. 積算の通則

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。

2. 積算価格の内訳

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 2節 積算価格の内訳」を適用する

なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用し旅費交通費に係る基準日額は直接人件費の対象とする。

現 行

土質
- 1
(P641)

[1700] 土質調査積算基準

1. 積算の通則

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。

2. 積算価格の内訳

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 2節 積算価格の内訳」を適用するが、「2-4 諸経費」における「別表第1」は次のとおりとする。

別表第1

直接調査費 +間接調査費	1.0.0万円以下	1.0.0万円を超え7.0.0.0万円以下	7.0.0.0万円 を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、率数値は下記による	下記の率とする
		A	b
率又は率数値	57.2%	3.0.0.01	-0.1.2
			34.3%

対象額が1.0.0万円を超え7.0.0.0万円以下の場合の算定式

$$Z = A \cdot Y^b$$

ただし、Z:諸経费率(単位:%)

Y:直接調査費+間接調査費(単位:円)

A, b:率数値

注)諸経费率(Z)の値は、小数第2位を四捨五入して1位止めとする。

改 定

なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用し旅費交通費に係る基準日額は直接人件費の対象とする。

7 工事用資材設計単価策定要領

1. 目的

この要領は、北海道建設部及び建設管理部が施行する漁港関係工事における工事用資材の設計単価策定についての基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。

2. 設計単価

設計単価は、工事価格の算定に用いる資材の単位当りの価格をいい、この価格は、原則として積算基準日において市場で実際に取引される価格（実勢価格）とする。

なお、設計単価は消費税抜き単価とする。

3. 設計単価に適用する優先順位

設計単価に適用する優先順位は、次のとおり。

- ①道建設部策定単価：北海道建設部が策定した全道統一単価及び地区単価（以下「単価表」という。）
- ②地方資材単価：各建設管理部が策定した地方単価（以下、「地方単価表」という。）
- ③刊行物単価：刊行物（「積算資料」、「建設物価」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価
- ④実勢価格調査単価：実勢価格調査により策定した単価
- ⑤見積策定単価：見積書の徴取により策定した単価

4. 単価表及び地方単価表

単価表は、北海道建設部建設政策局建設管理課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等を基に策定し、毎月改定を行うもの。

また、地方単価表は各建設管理部において、資材実勢価格調査、物価資料等により策定したもの。

設計単価は原則、単価表及び、地方単価表の単価を適用することとし、単価表及び地方単価表に掲載のないものについては、次の「5. 単価の策定」によって単価策定を行うこと。

5. 単価の策定

単価表に掲載のない資材価格については、次の5-1～5-4の各々定める事項により単価策定を行うこと。

5-1 刊行物による単価策定

「積算資料」（発行：（一財）経済調査会）及び「建設物価」（発行：（一財）建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。

なお、策定については以下による。

- (1) 2調査機関の刊行物に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。

また、1調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。

- (2) 刊行物に建値（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、建値×実勢掛率を実勢価格とし、2調査機関の平均価格を採用する。

なお、建値そのものは、設計単価に採用できないものとする。

- (3) 刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の5-2～5-3によること。

公表価格は、設計単価に採用できない。

- (4) 上記(1)～(2)で求められる価格は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。

ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満の時は、決定額の有効桁を3桁とする。

また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位切り捨てる）とする。

(5) 見積り及び実勢資料による設計単価の策定方法は次による。

ア 前年度見積価格 (A) と当年度見積価格 (C) とに大きな価格差がある場合は、その理由を見積書 (様式-2 の価格の変動理由欄) に記入させ、妥当と認められた場合には採用する。

イ 過去2年以内で取引事例 (見積品、見積品の規格違い品及び類似品) を有しない会社の見積りは、無効な見積りとして排除すること。

ウ 実勢資料 (様式-2 の (B)) を証明する請求書が提出されたときの決定方法は以下による。

エ 各社より提出された見積りに対して各々、ウにより前年度 (または過年度) 実勢価格 (B) を前年度 (または過年度) 見積価格 (A) で除して求めた率 (以下「査定率」という。) に、当年度見積価格 (C) を乗じて求める価格 (以下「査定価格」という。) を算出する。

$$\text{当年度査定価格} = \frac{\text{前年度 (または過年度) 実勢取引価格 (B)}}{\text{前年度 (または過年度) 見積価格 (A)}} \times \text{当年度見積価格 (C)}$$

オ 見積資材の査定率の算出において、同一資材の実勢資料の徴取ができない場合は、5-3 (2) による。

カ 算出された平均値の±20%以内の範囲に入らない査定価格は、異常値として排除する。

キ 異常値を排除した結果、有効実勢資料が3社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴取する。

ク 実勢資料を徴取することが出来る会社数が3社に満たない場合は、次による。

7) 2社の場合は、各々実勢資料を (実勢資料は原則1社当り2件以上) 徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

8) 1社の場合は、その会社の実勢資料を (実勢資料は原則4件以上) 徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

9) 実勢資料の徴取は、出来るだけ多くの件数を徴取し、設計単価の適正を図ること。

ケ 各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。

コ 上記により求められた査定価格及び設計単価は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満の時は、決定額の有効桁を3桁とする。

なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位 (小数第3位切り捨てる) とする。

サ 設計単価の決定は、1工事における調達価格 (1資材単価×数量) が100万円以下の場合にあつては、所属長 (事業課長・出張所長決裁) が行い、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告することとし、それ以外については、「見積書による単価策定書」 (様式-3) に資料の写しを添付し、本部決裁を受けることを原則とする。

5-4 材工共や施工費の単価策定

建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない工種や市場単価の適用範囲を超える場合の単価については、原則としてメーカー歩掛や施工歩掛の見積りにより歩掛策定し、試験施工で歩掛の検証を行うものとするが、次に該当する場合は「5-2 実勢価格調査による単価策定」もしくは

「5-3 見積書の徴取による単価策定」により単価策定を行うものとする。

(1) メーカー歩掛等がない。

(2) 歩掛の見積り依頼ができない。

(3) 設計変更の生じる余地がない。

ア 現場条件に左右されない場合。

イ 土質・土壌条件などによる変更がない場合。

6. 単価策定書類等の管理

単価策定書類等は、設計単価の策定根拠として予定価格算出用設計書に添付して保管すること。

〔1700〕 土質調査積算基準

1. 積算の通則

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 1節 積算の通則」及び「1300 総則」を適用する。

2. 積算価格の内訳

「漁港漁場関係工事積算基準 漁港漁場関係事業工事費算定基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の算定基準 第3編 土質調査積算基準 2節 積算価格の内訳」を適用するが、「2-4 諸経費」における「別表第1」は次のとおりとする。

別表第1

直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	34.3%

対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式

$$Z = A \cdot Y^b$$

ただし、 Z : 諸経费率 (単位 : %)
Y : 直接調査費+間接調査費 (単位 : 円)
A、b : 変数値

注) 諸経费率 (Z) の値は、小数第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、各編における「旅費・交通費」及び3.標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用し旅費交通費に係る基準日額は直接人件費の対象とする。